

飲食店・スナックのみなさまへ

近隣の方々に迷惑をかけていませんか

みなさまのお店では、夜間のカラオケなどの音響機器の使用やお客さんのお店の前での話し声などで周辺の方々に迷惑をかけていることはないでしょうか。

市の公害担当課には多くの苦情が寄せられています。

お店の営業の時間が、周辺の方々にとってくつろぎや睡眠の時間の妨げとなることがあります。



防音対策としては

スピーカーの音量を小さくする。

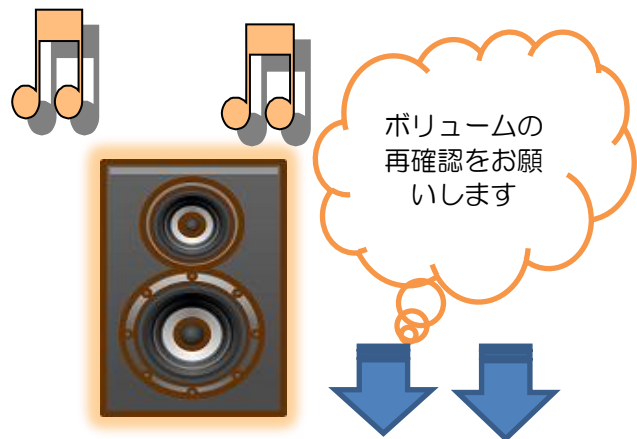
お客さんに協力をお願いする。

窓をアルミサッシ又は二重にする。

壁・天井には吸音材・遮音材を取り付ける。

入り口扉を二重構造にする。

排気口などの開口部の内側に吸音材を取り付ける。また、開口部を民家側に向けない。



飲食店営業騒音の規制は、次のようになっています。

飲食店営業についても、工場などと同様に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第131条により、音響機器等の使用制限が定められています。

1 音響機器の使用時間の制限

飲食店を経営されている方は、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置や音響機器を使用し、又は使用させてはいけません。

ただし、音響機器等から発生する音(曲のメロディー音など)が防音対策を行うことにより外に漏れない場合は、使用することが出来ます。

しかし、騒音規制基準を守らなければなりません。

時間を守ろう!!



※音響機器とは、カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、有線ラジオ受信装置、録音及び再生装置並びに楽器をいいます。

2 音量の制限

飲食店を営んでいる方は、下表の騒音規制基準を守らなければなりません。

騒音規制基準(抜粋)

単位: デシベル

用途地域 \ 時間帯		午前8時から 午後7時まで	午前6時から 8時まで	午後11時から 午前6時まで
			午後7時から 11時まで	
第一種 区域	第一種低層住居専用地域	45	40	40
	第二種低層住居専用地域			
	AA地域			
	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面			
第二種 区域	第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域であって第一種区域に該当する区域を除く地域	50	45	45
	無指定地域			

用途地域 \ 時間帯		午前8時から 午後8時まで	午前6時から 8時まで	午後11時から 午前6時まで
			午後8時から 11時まで	
第三種 区域	近隣商業地域(第一種区域に該当する区域を除く。)	60	55	50
	商業地域(第一種区域及び第四種区域に該当する区域を除く。)			
	準工業地域			
	工業地域			
	前各号に掲げる地域に接する地先及び水面			
第四種 区域	商業地域であって知事が指定する地域	70	60	55

東大和市役所 環境対策課
連絡先 042-563-2111
(内線:1248)